

# 令和2年7月豪雨災害検証を踏まえた対応策の取組実績（令和3年3月）

## テーマ1 コロナ禍における避難所運営、災害ボランティア等の受入

検証結果					取組実績(R3.3)	今後の予定(来年度以降)
検証項目	中項目	小項目	対応策	報告書記載ページ		
(1) 避難所における感染防止対策			(1) 民間施設等の利用促進	p. 50	・全ての市町村へ市町村防災アドバイザーチームの個別訪問による働きかけを実施するとともに、協定のひな型を全市町村へ提供。	・県有施設の洗い出しを実施し、市町村へ共有するとともに、引き続き、促進を図る。
			(2) 資機材の確保と訓練の実施	p. 50	・全ての市町村に対し、避難所生活環境確保事業費補助金の活用と、市町村アドバイザーチームの個別訪問による働きかけを実施 ・また、市町村の訓練については、全市町村が実施し、うち、24市町村が複数回実施した。	・避難所生活環境確保事業費補助金の活用と避難所設営訓練の実施を、市町村への個別訪問により働きかけ ・避難所や資機材に関する理解を深めるため、住民主体による避難所設営訓練の普及を推進 市町村：地域の防災リーダーを中心に、住民主体による避難所設営訓練を実施 県：地域の住民が参加しなくなる避難所設営訓練について、事例を収集し共有
			(3) コロナ禍を踏まえた風水害タイムラインの見直し	p. 51	・全ての市町村へ市町村アドバイザーチームの個別訪問による働きかけを実施し、全市町村が避難所設営開始のタイミングについて、見直しを実施	・定期的な協定締結事業者と応援要請に係る双方の連絡先を確認するとともに、応援要請を想定した訓練を定期的実施する。
			(4) 住民避難行動に関する実態調査の実施	p. 51	・約4,000世帯にアンケートを配布し、結果を分析し、課題と改善策を取りまとめ(R3.2予定) ・取りまとめ結果はフォローアップ会議において共有予定 ・避難所運営ガイドラインのR3.3改訂に向け準備中 ※住民避難行動に関する実態調査のアンケート地域、アンケート項目、分析内容等について、清流の国ぎふ防災・減災センターの高木教授、小山准教授と適宜相談を受けながら進めている。	【実態調査結果】 ・コロナ禍における感染のおそれる理由として避難しない人が一定数いることから、住民に対し避難所環境や感染症対策についての理解を浸透させることが必要【対応策は②を参照】
(2) 災害ボランティア等の受入等	① 災害ボランティアの受入体制		(1) 「岐阜県災害ボランティア連絡調整会議」設置マニュアルの見直し	p. 58	・令和2年10月8日に、「岐阜県災害ボランティア連絡調整会議」設置マニュアルを改訂し、連絡調整会議の設置に向けた連絡調整、全体会議の運営及び必要な意思決定などを行うための常設のコア会議を明記。 ※清流の国ぎふ防災・減災センター(小山真紀氏、栗田暢之氏)が、「岐阜県災害ボランティア連絡調整会議」のコア会議の構成団体になっており、令和2年7月豪雨においても助言を受けているほか、平時の災害ボランティア連絡会や、研修、訓練などの災害ボランティアに関する取組みについても助言を受けている。	・必要に応じてマニュアルを見直すなど、柔軟に対応する。
			(2) 新型コロナウイルス禍におけるボランティア受入方針の策定	p. 58	・令和2年9月4日に、「新型コロナウイルス禍における災害ボランティア受入方針」を策定し、市町村及び県・市町村社会福祉協議会に周知。 ※上記受入方針に関して、岐阜大学医学部附属地域医療医学センター特任教授 村上啓雄氏に助言を受けた。	・引き続き、市町村や県・市町村社会福祉協議会に対し、「新型コロナウイルス禍における災害ボランティア受入方針」が徹底されるよう周知する。
			(3) 新型コロナウイルス感染症対策の徹底のための研修会の実施	p. 58	・令和2年10月12日に、市町村や市町村社協、NPO等を対象とした「岐阜県災害ボランティア支援職員スキルアップ研修(県社協主催)」を開催し、「新型コロナウイルス禍における災害ボランティア受入方針」の説明や、感染症の専門家による講義を実施。 ※上記研修において、岐阜大学医学部附属地域医療医学センター特任教授 村上啓雄氏に「災害ボランティア受入のための感染症対策」について講義いただいた。	・引き続き、研修会などを通じて、新型コロナウイルス感染症対策の徹底を促す。
			(4) 市町村での三者連携体制の構築	p. 58	・令和2年度中に、市町村、市町村社会福祉協議会、NPO等との意見交換会を開催し、各市町村における三者連携体制の構築を働きかける。 ※清流の国ぎふ防災・減災センター(小山真紀氏、栗田暢之氏)が、「岐阜県災害ボランティア連絡調整会議」のコア会議の構成団体になっており、上記意見交換会において、各市町村等の災害ボランティアに関する取組みに対し助言を受ける予定。	・引き続き、市町村、市町村社会福祉協議会、NPO等との意見交換会を開催や、岐阜県災害ボランティアコーディネーターの活用などにより、地域の実情にあった三者連携体制の構築を働きかける。
	② 応援職員・リエゾンの派遣、受入対応	ア 派遣する応援職員(県職員、市町村職員)の感染防止対策	(1) 職員派遣に係る感染防止対策の明文化	p. 62	・10月14日付けで「災害マネジメント支援職員の派遣に関する要綱」に、感染防止対策を追記。  ・令和2年10月14日に「新型コロナウイルス禍における災害時応援職員の派遣・受入方針」を策定し、全所属に通知。また、「情報連絡員の派遣に関する要綱」を改正し、上記方針に基づく感染防止対策の実施を明記。 ※上記方針の策定にあたり、岐阜大学医学部附属地域医療医学センター特任教授 村上啓雄氏に助言を受けた。	・必要に応じて「新型コロナウイルス禍における災害時応援職員の派遣・受入方針」を改正する。
			(2) 感染症対策の徹底のための研修会	p. 62	・各市町村職員の派遣に係る感染防止対策に資するため、県が策定した「新型コロナウイルス禍における災害応援職員の派遣・受入方針」を各市町村長あて通知(令和2年10月14日付け防第479号及び市町村第798号)  ・11月25日に開催した災害マネジメント支援職員研修において、8名に対して感染防止対策に関する講義を実施。	-  ・毎年実施する災害マネジメント支援職員研修において、感染防止対策に関する講義を実施。
		イ 国機関等のリエゾンの受入対応	(1) リエゾン受入れに係る感染症防止対策の徹底	p. 64	・令和2年10月14日に「新型コロナウイルス禍における災害時応援職員の派遣・受入方針」を策定し、全所属に通知。 ・国機関等13団体に対し「新型コロナウイルス禍における災害応援職員の派遣受入方針」を周知。 ※上記方針の策定にあたり、岐阜大学医学部附属地域医療医学センター特任教授 村上啓雄氏に助言を受けた。	・必要に応じて「新型コロナウイルス禍における災害時応援職員の派遣・受入方針」を改正する。 ・国との打合せを活用し、県の方針を照会するとともに国から派遣される職員の感染防止対策に係る共通ルールの策定を要望していく。

# 令和2年7月豪雨災害検証を踏まえた対応策の取組実績（令和3年3月）

## テーマ2 実効性のある避難・情報提供のあり方

検証結果					取組実績(R3.3)	今後の予定(来年度以降)
検証項目	中項目	小項目	対応策	報告書記載ページ		
(1) 避難情報の発令タイミング	① 避難情報発令のトリガーとなった気象情報、水位情報等の整理	(1)	氾濫発生情報発表の拡充と発表のための機器整備等	p. 73~74	<ul style="list-style-type: none"> <li>発表文自動作成のため、河川情報システムを改修中</li> <li>氾濫発生の記事を捉えるため、危機管理型水位計35基、簡易型カメラ35基を設置中</li> <li>R2.8、氾濫発生情報の発表マニュアルを作成・運用開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今年度中に水位計、カメラの設置、河川情報システムの改修が完了し、R3年度より自動作成による氾濫発生情報発表を行う</li> </ul>
		(2)	県管理河川における水害リスクの可視化	p. 74	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村防災アドバイザーチームにて、想定し得る最大規模の降雨を反映したハザードマップ策定の働きかけを実施</li> <li>夜間の視認性を向上させるため、既設簡易型河川監視カメラの設定変更等、又、新設する監視カメラについて高性能の機器に変更し設置中</li> <li>避難判断参考水位の精度向上を図るため、危機管理型水位計の実績データを随時蓄積中</li> <li>想定最大規模の降雨に対応した「ぎふ山と川の危険箇所マップ」を公開し、関係機関への周知を実施</li> <li>市町村のハザードマップについては、県が公表したレベル2の洪水浸水想定区域図、水害危険情報図、家屋倒壊等氾濫想定区域図等が反映されるよう「市町村防災アドバイザーチーム」による個別訪問を通じた技術的助言のほか、国の交付金による財政支援により改定を促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年度末までに、浸水想定区域図の対象となる35市町全てにおいて、想定し得る最大規模の降雨を反映したハザードマップを策定</li> <li>夜間の視認性が向上した河川画像の配信を行う</li> <li>市町村訪問時等、引き続き、「山と川の危険箇所マップ」の周知に努める</li> <li>市町村のハザードマップが改定されるよう、引き続き、市町村への個別訪問や財政支援を行う</li> </ul>
		(3)	SNS等を通じた情報収集	p. 74	<ul style="list-style-type: none"> <li>岐阜県河川課Twitterを開設し情報発信を実施中</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、Web上の情報収集に関して検討</li> </ul>
		(4)	新土砂災害警戒情報ポータルサイトのリリースと住民の意識啓発	p. 74~75	<ul style="list-style-type: none"> <li>県及び市町村職員を対象とした新ポータルの操作説明会を開催</li> <li>基礎調査を推進するとともに、土砂災害警戒区域の追加指定箇所をホームページに掲載</li> <li>新ポータルや土砂災害警戒区域等に関する内容について、県広報や地デジ、チラシなどによりPRを実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>出水期前に市町村職員を対象とした説明会で新ポータルの機能を説明</li> <li>関係データを蓄積の上、土砂災害警戒情報の精度向上を図る</li> <li>引き続き、土砂災害警戒区域の追加指定を実施するとともに、市町村の防災訓練の際、土砂災害に関するチラシの配布などにより意識啓発を図る</li> </ul>
	② 避難勧告等発令に対する助言(ホットライン)	(1)	ホットラインマニュアルの改訂	p. 79	<ul style="list-style-type: none"> <li>氾濫発生情報発表時にも、ホットラインで情報提供できるようホットラインマニュアルをR2年度末までに改正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後も、状況変化に応じて適切にマニュアル改訂等の対応を実施</li> </ul>
		(2)	ホットラインの確実な実施	p. 79	<ul style="list-style-type: none"> <li>これまでも各土木事務所においてマニュアルに沿った対応が行われている</li> <li>R2年度は、氾濫危険水位到達時等に計30回のホットラインを実施</li> <li>令和2年は20市町村に対し、合計で28回の土砂災害警戒情報を発表し、各土木事務所長から各市町村長へ避難勧告等に関する助言を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後も、状況変化に応じて適切にマニュアル改訂等の対応を実施</li> <li>出水期前に改めてホットラインの仕組みを各土木事務所長へ周知し、確実な実施を依頼</li> </ul>
	③ 避難情報発令の判断・タイミングについて	(1)	風水害タイムラインの見直し	p. 86	<ul style="list-style-type: none"> <li>全ての市町村へ市町村アドバイザーチームの個別訪問による働きかけを実施し、全市町村が避難所設置開始のタイミングについて、見直しを実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>継続して市町村防災アドバイザーチームにて、風水害タイムラインの見直しの働きかけを実施</li> </ul>
		(2)	県民への広報・啓発の継続	p. 86	<ul style="list-style-type: none"> <li>ラジオCMによる広報及び岐阜防災ハンドブックによる啓発の実施</li> <li>住民を対象とした防災タウンミーティングを3回開催(羽島市、高山市、下呂市)</li> <li>また、各圏域の商業施設に、パネル展示を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>取組を継続していく</li> </ul>
		(3)	住民避難行動に関する実態調査の実施	p. 86	<ul style="list-style-type: none"> <li>約4,000世帯にアンケートを配布し、結果を分析し、課題と改善策を取りまとめ(R3.2予定)</li> <li>取りまとめ結果はフォローアップ会議において共有予定</li> <li>避難所運営ガイドラインのR3.3改訂に向け準備中</li> <li>※住民避難行動に関する実態調査のアンケート地域、アンケート項目、分析内容等について、清流の国ぎふ防災・減災センターの高木教授、小山准教授と適宜相談を受けながら進めている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【実態調査結果】</li> <li>想定外の常態化により、避難のタイミングにおいて、過去の経験が通用しないことの理解が不十分</li> </ul>
		(4)	大雨特別警報に準ずる気象現象に係る情報の伝達・活用	p. 89	<ul style="list-style-type: none"> <li>岐阜県地方気象台と特別警報に準ずる気象現象発生情報の今後の提供方法等について打合せを実施(8/26)</li> <li>特別警報に準ずる気象現象発生情報について、その情報の意味と活用方法について市町村に周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別警報に準ずる気象現象発生情報の提供内容や方法について、引き続き岐阜県地方気象台と調整</li> <li>地域の気象予報士や気象防災アドバイザーの活用について周知を実施</li> </ul>
	(2) 避難情報発令後の住民の避難行動	(1)	住民避難行動に関する実態調査の実施	p. 97	<ul style="list-style-type: none"> <li>約4,000世帯にアンケートを配布し、結果を分析し、課題と改善策を取りまとめ(R3.2予定)</li> <li>取りまとめ結果はフォローアップ会議において共有予定</li> <li>避難所運営ガイドラインのR3.3改訂に向け準備中</li> <li>※住民避難行動に関する実態調査のアンケート地域、アンケート項目、分析内容等について、清流の国ぎふ防災・減災センターの高木教授、小山准教授と適宜相談を受けながら進めている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【実態調査結果】</li> <li>想定外の常態化により、避難のタイミングにおいて、過去の経験が通用しないことの理解が不十分(再掲)</li> <li>災害・避難カード等の普及が必要</li> <li>避難を促すために、平時のつながりを通じた直接の声かけが必要</li> <li>平常時から助け合いのできるコミュニティを構築し、災害時には避難を先導できる中心人物が必要</li> <li>分散避難により、住民の支援に必要な避難状況の把握が困難</li> </ul>
		(2)	県民への広報・啓発の継続	p. 97	<ul style="list-style-type: none"> <li>自宅の災害リスクや適時的確な避難の必要性を啓発する内容の防災学習動画を制作し、YouTubeで配信</li> <li>ラジオCMによる広報及び岐阜防災ハンドブックによる啓発の実施</li> <li>住民を対象とした防災タウンミーティングを3回開催(羽島市、高山市、下呂市)</li> <li>また、各圏域の商業施設5施設に、パネル展示を実施</li> <li>市町村による普及啓発の結果、令和2年度は112人が「災害・避難カード」を作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県は「災害・避難カード」のデジタル化を進め、学校などを含めたカード等の普及を推進するとともに、内容の改良を検討</li> <li>県及び市町村は、作成したカードに実効性を持たせるため、定期的な見直しを呼びかけ</li> </ul>
(3)		地域の防災リーダー等の更なる活躍	p. 97~98	<ul style="list-style-type: none"> <li>清流の国ぎふ防災・減災センターと連携して防災リーダーを育成するとともに、全ての市町村に対して、育成した防災リーダーのリストを配布し、活用の働きかけを実施</li> <li>毎月1回げんさい楽座を開催</li> <li>防災リーダーが住民に対して働きかけができるよう、令和2年度も避難カード指導者養成講座を開催し、79名の指導者を育成</li> <li>消防団の活躍について、新聞広告(9/11岐阜新聞)において、広告掲載。また、市町村へは各種会議において活動実績を紹介</li> <li>次世代を担う、高校三年生に対し、消防団に関する冊子を配布。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県及び市町村は、引き続き、清流の国ぎふ防災・減災センターと連携し防災リーダーを育成</li> <li>県は、引き続き、市町村に対して、育成した防災リーダーのリストを配布し、活用の働きかけを実施</li> </ul>	
(4)		避難情報発令エリアの細分化	p. 98	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民避難行動実態調査の結果を分析し、避難情報の発令について、予め発令範囲を細かく設定するよう、働きかけを実施予定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民の危険度認知に課題があることを市町村に伝え、避難情報発令の細分化を働きかける</li> </ul>	
(5)		気象情報発表エリアの見直し	p. 98	<ul style="list-style-type: none"> <li>気象情報発表エリア細分化の要望市と岐阜県地方気象台が勉強会を開催し、県事務所がオブザーバーとして参加</li> <li>関市(10/30)、海津市(11/25)、中津川市(12/18)、下呂市(2/9)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要望市と岐阜県地方気象台との協議が継続的に進むよう勉強会に参加し進捗を管理</li> </ul>	

令和2年7月豪雨災害検証を踏まえた対応策の取組実績（令和3年3月）

テーマ2 実効性のある避難・情報提供のあり方

検証結果					取組実績(R3.3)	今後の予定(来年度以降)
検証項目	中項目	小項目	対応策	報告書記載ページ		
(2)	避難情報発令後の住民の避難行動		(6) 地域での「声かけ」一層の推進	新規	・清流の国ぎふ防災・減災センターと連携し、コミュニティ構築の中心となる防災リーダーを育成するとともに、全ての市町村に対して、育成した防災リーダーのリストを配布し、活用の働きかけを実施	・市町村は、機能別団員を含む消防団や地域コミュニティを活用し、避難の「声かけ訓練」を実施 ・県及び市町村は、引き続き、清流の国ぎふ防災・減災センターと連携し防災リーダーを育成(再掲) ・県は、引き続き、市町村に対して、育成した防災リーダーのリストを配布し、活用の働きかけを実施(再掲)
			(7) 分散避難を前提とした避難先の把握手法検討	新規	-	・県は、清流の国ぎふ防災・減災センターと連携し、分散避難者の把握や双方向のやり取りを行う仕組みについて、情報通信技術の活用を含め検討
(3)	①	避難行動要支援者の避難に関する対応	(1) 名簿情報活用連絡会議の開催、対応の検討	p. 101	・避難行動要支援者名簿の事前提供を促進するため、県警への名簿情報未提供であった4市村(高山市、各務原市、山県市、白川村)で「名簿情報活用検討会議」を開催。上記3市が3月末までに住民の同意を得て、県警へ提供予定。	・残る1村については、同意の取得方法を検討中であるため、進捗確認と助言を継続し、名簿情報の事前提供がなされるよう働きかけを実施 ・全市町村により事前提供がなされるよう、提供の促進を行う。
			(2) 関係者を巻き込んだ個別計画策定の働きかけ	p. 101	・市町村と医療・福祉関係者が参加する会議において、個別計画について講義し、働きかけを実施(12月) ・市町村防災アドバイザーチームにおいて、個別計画策定にかかる現状を聞き取り、作成の働きかけを実施	・今後も関係者を巻き込んだ個別計画策定の働きかけを継続
	②	要配慮者利用施設の避難確保計画の作成	(1) 避難確保計画作成の支援	p. 106 ~ 107	・要配慮者利用施設避難体制整備連絡会議を開催(11/25) ・洪水浸水想定区域・土砂災害警戒区域に位置する要配慮者利用施設の一覧を市町村へ提供 ・市町村が開催する施設管理者向けオンライン講習会において県職員が講義(池田町、山県市、羽島市、垂井町、大野町、美濃加茂市、恵那市、本巣市、海津市、可児市、岐阜市、御嵩町、関市) ・市町村の作成を進めるため、県事務所、教育事務所等県の現地機関との会議を開催(12/17)	・要配慮者利用施設避難体制整備連絡会議を開催 ・市町村が開催する施設管理者向け講習会に講師を派遣 ・県及び市町村は、施設管理者が実施しやすく利用者が参加しやすい避難訓練について事例収集・共有し、訓練実施を働きかける。
					・計画策定が促されるよう市町村への通知発出や訪問による指導を実施	・引き続き、市町村へ訪問による指導や情報の提供等を実施
					・市町村防災アドバイザー訪問の際、作成に向けた講習会開催を依頼	・引き続き、市町村へ訪問による指導や情報の提供等を実施
					(2) 市町村による施設指導の助言	p. 107
(3) 施設への指導監査	p. 107	・老人福祉法や障害者総合支援法などの各事業法に基づく、定期の指導監査の重点項目と位置付け、県所管の対象施設における計画策定状況等の確認を実施。 R2.4~R2.12指導監査実績 (浸水想定区域内施設) 指導監査数 207施設 うち、計画作成済施設 186施設(63.5%) (土砂災害警戒区域内施設) 指導監査数 111施設 うち、計画作成済施設 97施設(87.4%) ・県所管施設に対する、法の趣旨・事例集・手引きの周知を実施。	・引き続き、指導監査の重点項目と位置付けた計画策定状況等の確認を行うとともに、所管施設に対する周知を徹底。			
(4)	①	行政による住民への避難情報の提供手段	(1) SNS等の一層の活用	p. 110	・災害時により効果的な情報発信が可能となるよう、被害情報集約システムの再構築において、SNSや県総合防災ポータルへの自動配信機能の追加を検討。	・引き続きSNS等の活用を進める ・あわせて、情報の受け手側のリテラシー向上のため、情報入手ケースに応じた正しい防災情報の入手の仕方をまとめ、市町村へ提供する
			(2) 住民避難行動に関する実態調査の実施	p. 110	・約4,000世帯にアンケートを配布し、結果を分析し、課題と改善策を取りまとめ(R3.2予定) ・取りまとめ結果はフォローアップ会議において共有予定 ・避難所運営ガイドラインのR3.3改訂に向け準備中 ※住民避難行動に関する実態調査のアンケート地域、アンケート項目、分析内容等について、清流の国ぎふ防災・減災センターの高木教授、小山准教授と適宜相談を受けながら進めている。	【実態調査結果】 ・約8割の住民が避難情報を入手できていたが、今後もSNSを活用するなど避難情報の発信手段を工夫 ・防災に関する取組みの参考として、市町村や住民等に対し、あらゆる機会を捉え周知を図る
	②	ローカルメディアによるきめ細かな情報提供	(1) 災害時の情報提供における運用の共有と習熟	p. 113	・放送局が実施すべきL字放送の基準や内容について、放送局と共有及び協議。 ・Lアラートを通じて報道機関等に配信される情報の誤入力を防ぐよう、被害情報集約システムの再構築において入力方法等を検討。	・L字放送の実施状況を適宜把握し、必要に応じて放送局と協議。 ・情報の誤入力を防ぐため、市町村担当者に対し被害情報集約システムの操作研修を実施 ・エリア放送局への情報提供方法を職員に習熟させるため、防災訓練等を実施

令和2年7月豪雨災害検証を踏まえた対応策の取組実績（令和3年3月）

テーマ3 災害応急・復旧対策

検証結果					取組実績(R3.3)	今後の予定(来年度以降)	
検証項目	中項目	小項目	対応策	報告書記載ページ			
(1) 孤立集落への対応	① 通信手段の確保、水・食料・生活用品等の確保		(1) 別荘利用者等の孤立情報の把握、集約	p. 119	・旅館業許可施設一覧等から連絡先リストを整備するとともに、市町村に対して周知する。(R3.3予定)	・一覧更新の都度、市町村に対して周知する	
			(2) 孤立予想集落のデータベース化	p. 119	・既存の台帳に孤立予想集落ごとの周辺道路や必要情報を含めた地図を追加する	・地図情報の活用が図られるよう、地域統合型GIS上で孤立予想集落をエリア表示できるよう改善する ・雪害等による既往の孤立化をはじめ、孤立のリスクを幅広く捉え、データベースの拡充を図る	
			(3) 孤立支援・救助救命資機材の更新・配備	p. 120	・広域防災センターに、孤立対策資機材(発電機、飲料水、食料、医薬品、毛布)をパッケージ化するとともに各資機材の寸法・重さ・容積率を箱に貼付する(ヘリによる運搬を想定)(R3.3予定) ・9月補正にて災害対策用救命ボート(6台分)を予算措置 ・本年1月に機動隊及び関係警察署に配備済み	・左記の取組を継続していく ・拡充整備を検討する。	
			(4) 備蓄の推進及び啓発	p. 120	・FMぎふラジオCMおよび岐阜防災ハンドブックにおいて、広く県民への周知を図る ・また、備蓄に関するチラシを作成し、別荘利用者を含め配布するよう、市町村へ依頼する	・左記の取組を継続していく	
			(5) ライフライン保全対策事業の推進	p. 120	・R1年度に6市村の道路延長計5.5kmの危険木の伐採を実施済。 ・R2年度に11市町村が道路延長計20.8kmの危険木の伐採を実施予定。	・令和3年度は3か年度事業の最終年として事業を実施する予定。 ・令和4年度以降は事業の成果等を勘案して継続の要否を検討。	
	② 孤立集落へ通じる道路の確保		(1) 災害時応急対策用資機材備蓄拠点の整備①災害時応急対策用資機材の増強	p. 124	・災害時応急対策用資機材について、大型土のう等の追加配備を実施した。	・工事用信号機等の追加配備を検討	
			(1) 災害時応急対策用資機材備蓄拠点の整備②災害時応急対策用資機材備蓄拠点の追加整備	p. 124	・主要道路が遮断されたケースを想定し、県内の各備蓄拠点からの1時間交通圏を抽出し、年度内を目途に追加整備の優先順位を検討	・優先順位をもとに、順次着手	
			(2) 道路啓開訓練の実施	p. 124～125	・令和2年度は県内3箇所(関市、恵那市、高山市)において、国、県、建設業協会等の関係機関合同の訓練を実施	・令和3年度以降も継続して訓練を実施	
			(3) 官民連携による危険木の解消	p. 125	・災害時に道路機能の障害となり得る県管理道路沿いの私有地内樹木について、市町村と連携し、所有者に伐採経費(一部)の助成を実施(R2年度は、5市町村において、1,000本程度の伐採を実施予定)	・令和3年度以降も継続して助成	
	③ 迂回路として機能する林道		(4) 道路整備や防災事業の促進	p. 125	・緊急輸送道路や迂回路となる区間、雨量規制区間等において、道路の整備(現道拡幅・バイパス整備)を実施(令和2年度補正予算にて、道路整備10箇所を実施) ・道路整備や防災事業の促進については、各種計画等に基づき、継続的に整備を実施(令和2年度補正予算にて、防災事業14箇所を実施)	・令和3年度以降も継続して整備を実施 ・令和3年度以降も継続して整備を実施	
			(1) 定期的な林道点検及び予防措置の実施	p. 127	・改良6路線、舗装1路線、事業費62,203千円	・令和3年度以降も継続して整備を実施	
			(2) 補助事業の実施	p. 127	・上記を県単林道事業で採択	・県単林道事業により採択	
	(2) 断水・停電時の対応	① 応急給水対応及び応急復旧対応	ア 各水道事業者における応急給水対応及び応急復旧対応	(1) 応急給水体制及び応急復旧体制の強化	p. 131	・令和2年8月7日開催の水道事業広域連携研究会において、市町村に対し、災害発生時の対応を再認識させ、応急給水体制及び応急復旧体制の強化を要請。 ・また、連絡管の設置や複数の水源の確保など広域的なネットワークの構築について、令和2年12月末までに開催する圏域別広域連携研究会を通して、市町村に対し助言を行う予定。	・他県を含めた災害対応事例を収集した結果を、水道事業担当者会議等の機会を捉えて市町村に対し事例を紹介。 ・また、引き続き市町村に対し、応急給水体制及び応急復旧体制の強化のための対応を要請。
				(2) 応急給水対応及び応急復旧対応	p. 131	・令和2年8月7日開催の水道事業広域連携研究会において、市町村に対し、応急給水資材の整備、資材メーカーと応急復旧資材のレンタル方法及び配水池の停電対策を講じることを要請。 ・また、応急給水・応急復旧の対応の際に、適切なアクセスルートの情報提供に関する検討を進めるよう、令和2年12月末までに開催する圏域別広域連携研究会において市町村に対し要請予定。	・水道事業担当者会議等の機会を捉えて、引き続き市町村に対し、災害時の様々な事象を想定して、必要な応急給水資材及び応急復旧資材を検討し、整備を進めるよう要請。
イ 県営水道の安定供給及び送水支援		(1) 東濃東部地域への相互融通施設の整備	p. 133	・東濃東部地域への相互融通施設に係る詳細設計業務を実施 ※岐阜大学工学部社会基盤工学科(防災コース)能島暢呂教授に岐阜県営水道事業アドバイザーに就任いただき、令和元年度より施設整備の観点から助言を受けている。令和元年度は、計6回にわたり、東濃東部地域への相互融通施設の整備、長期収支計画及び大容量送水管整備事業について助言をいただいた。令和2年度は、計2回にわたり、水道事業者間の連携に関する施設整備について助言をいただいた。	・東濃東部地域への相互融通施設に係る建設工事に着手し、令和6年度に完成予定 ・相互融通施設の役割について住民へPRを実施		
		(1) 更なる協定の締結	p. 135	・令和2年12月に、北陸電力及び関西電力との間で、「大規模災害時における相互連携に関する協定」を締結。	・県が実施する防災訓練(豪雨災害対応防災訓練、総合防災訓練)において、電力会社との情報伝達や電力復旧に係る各種手順を確認。		
② 電力復旧対応		(2) 訓練実施による練度の向上	p. 135	・令和2年6月の豪雨災害対応防災訓練において、中部電力と停電情報、復旧計画の共有及び情報連絡員受入並びに道路啓開に係る手順を確認。 ・令和2年8月の総合防災訓練において、中部電力と衛星電話を用いた情報伝達及び復旧調整を実施。	・中部電力に加え、新たに協定を締結した北陸電力及び関西電力とも連携した訓練を実施。		
		(3) ライフライン保全対策事業の実施	p. 135	・R1年度に6市村の道路延長計5.5kmの危険木の伐採を実施済。 ・R2年度に11市町村が道路延長計20.8kmの危険木の伐採を実施予定。	・令和3年度は3か年度事業の最終年として事業を実施する予定。 ・令和4年度以降は事業の成果等を勘案して継続の要否を検討。		

令和2年7月豪雨災害検証を踏まえた対応策の取組実績（令和3年3月）

テーマ3 災害応急・復旧対策

検証結果					取組実績(R3.3)	今後の予定(来年度以降)
検証項目	中項目	小項目	対応策	報告書記載ページ		
(3) 公共交通不通の際の対応	① 鉄道の復旧事業に係る連絡調整		(1) 鉄道施設の復旧事業に係る連絡調整の徹底	p. 139	・年度当初に鉄道事業者の連絡先を確認することにより、災害発生時迅速に情報収集を行うとともに、平時においても情報交換を行った。 ・7月豪雨災害で被害のあった地方鉄道の災害復旧にあたり、現場確認を行うとともに、9月補正予算にて補助金の確保を行った。	・年度当初に鉄道事業者の連絡を確認し、平時の情報交換を密に行う。
			② 通学困難者に対する学習機会の確保	ア 県立学校における学習機会の確保	(1) オンライン授業に必要な環境の増強 p. 141 (2) 相談窓口の確保 p. 141	・WEB会議室を300から900に増設 ・受信環境が十分でない生徒にタブレット端末等を貸与 ・すべての県立学校の生徒(4万人)に対し1人1台タブレット端末を配備 ・生徒、保護者の悩みや相談を受けるための専用電話を継続運用 ・「心のアンケート」を毎月実施
		イ 私立学校における学習機会の確保	(1) 保護者や学校の負担軽減	p. 142	・保護者及び学校負担の軽減を図るため、学校が実施するサテライト教室開設費用や生徒の宿泊費補助への支援を実施	・災害時に学校が実施する対応策に対して、必要な支援を行う。
			(2) 学校との情報共有、連携	p. 142	・災害発生直後から交通手段復旧時まで、学校と逐次連絡を取りながら情報を共有し、交通事業者や関係市との調整を協力して行うなど、連携して対応	・災害時に学校と連携して速やかに必要な対応(支援等)を行うとともに、非常時に迅速的確に対応できるよう日頃から連絡体制を整え、情報共有等を行う。
(4) 被災者支援対策	① 被災者生活再建への支援	ア 被災者生活再建支援制度・災害救助法の活用による支援	(1) 被災者生活再建支援法の基準見直しに係る要望	p. 146	・法適用の基準(全壊10世帯以上等)の緩和や、対象被害の拡大(床上浸水等)を国に要望	・広域的災害でないという基準や、制度の対象に一部損壊や床上・床下浸水被害を含めるよう見直し、対象を拡充するよう国へ要望
			(2) 自然災害に対応した住宅の保険・共済加入の促進	p. 146	・FMぎふラジオCMおよび岐阜防災ハンドブックにおいて、広く県民への周知を図る	・取組を継続していく
			(3) 県制度の改正	p. 146	・県制度改正案について市町村に意見照会を実施 ※参考情報 損害割合30%台を「中規模半壊」とし、住宅の再建手段に応じて、最大100万円の加算支援金が支給されるよう「被災者生活再建支援法」が改正(12/4施行)	・県制度を改正予定 ・市町村へ周知するとともに、県制度に合わせた市町村制度の改正を働きかける
			(4) 県から市町村への救助事務の委任に係る事前の取り決めの実施	p. 146	・救助事務の概要について市町村へ説明。 ・事務委任に係る取り決め等について県関係部局及び市町村と調整・意見交換を開始した。	・円滑な制度の適用・運用が図られるよう、事務委任に係る取り決め等について県関係部局及び市町村と調整・意見交換を継続していく。
		イ 被災者への住宅確保支援	(1) 提供可能な公営住宅の情報共有	p. 149	・平時から県と市町村間で公営住宅等の情報を共有することを目的に、現在県内市町村営住宅の情報を収集しているところ。	・来年度以降、とりまとめた情報の活用を検討し、県と市町村間での災害時の情報共有体制を整備する。
			(2) 公営住宅や応急仮設住宅の提供に関する知識等の確認	p. 149	・「災害時の住宅支援に係る市町村担当者会議」を令和2年7月9日に書面開催した。特に賃貸型応急住宅に関しては、市町村との連携が重要であり、知識やスキーム、役割分担について確認した。	・来年度以降も引き続き、「災害時の住宅支援に係る市町村担当者会議」を開催し、特に賃貸型応急住宅に関する知識やスキーム、役割分担の確認を行う
			(3) 応急仮設住宅建設予定地の確保	p. 149	・応急仮設住宅の建設予定地の確保状況について、12月から1月にかけて10市町に対して現地調査を実施している。	・今後も市町村に対する説明会や現地調査を実施し、より実効性の高い予定地の確保に努める。
		② 災害廃棄物の円滑・迅速な処理	(1) 災害廃棄物図上演習等の実施	p. 152	・県・市町村担当者を対象として、9月23日に事前研修、12月21日に図上演習を実施した。	・引き続き、県・市町村担当者を対象とした図上演習、研修会を開催する。
			(2) 「岐阜県災害廃棄物広域連携行動要領」の制定	p. 152	・行動要領(素案)を作成し、市町村、関係事業者団体に意見照会を実施した。	・中部地方環境事務所が災害廃棄物中部ブロック広域連携計画の改定作業中(R2年度末に改定予定)のため、当該連携計画の改定内容を踏まえて、R3年度に行動要領(素案)の見直しを行う予定。
		(5) 文化財の被災への対応			(1) 連絡体制の周知徹底	p. 154
(2) 文化財保護事業の実施	p. 154				・飛騨・東濃地域等にて、文化財デジタルアーカイブ事業を実施した。 ※実施状況 1,094点(R1実施:505点、R2実施:589点)	・令和5年度までに県内全域で文化財デジタルアーカイブ事業を実施し、文化財の被災に備える。
(6) 風評被害など観光への影響			(1) 感染状況を踏まえた観光誘客の方針	p. 157	・新型コロナウイルスの感染状況を注視しながら、「岐阜県大規模災害時観光誘客方針」に基づき、交通アクセスや主要温泉地の被災状況に関する正しい情報発信と本県の宿泊促進キャンペーン等を適切なタイミングで実施した。 ・被災直後から、県観光公式ホームページ、SNS、観光庁ホームページでアクセス情報等を発信 ・令和2年7月18日以降、観光キャラバン等によるPRを実施 ・令和2年6月16日以降、宿泊キャンペーンによる需要創出を実施	・新型コロナウイルスの感染状況も注視しながら、引き続き「岐阜県大規模災害時観光誘客方針」に基づき、正確な情報発信と観光誘客の促進を図る。

令和2年7月豪雨災害検証を踏まえた対応策の取組実績（令和3年3月）

テーマ4 事前の防災対策

検証結果					取組実績 (R3.3)	今後の予定 (来年度以降)
検証項目	中項目	小項目	対応策	報告書 記載ページ		
(1) これまでの防災対策とその効果	① 事前防災(予防)対策の推進		災害時応急対策用資機材の増強・備蓄拠点の追加整備①災害時応急対策用資機材の増強	p. 167	・追加予定の資機材(玉石、消波ブロック、危機管理型水位計)について配備中 ・土砂災害監視システムの購入に必要な費用や調達時期等を検討	・R2年度中に配備完了 ・土砂災害監視システムの備蓄がされていない土木事務所へR3年度の出水期前までに配備
			災害時応急対策用資機材の増強・備蓄拠点の追加整備②災害時応急対策用資機材備蓄拠点の追加整備	p. 167	・主要道路が遮断されたケースを想定し、県内の各備蓄拠点からの1時間交通圏を抽出し、年度内を目途に追加整備の優先順位等を検討	・優先順位をもとに、順次着手
			各種団体との連携①各種団体との災害時応援協定	p. 168	・各種団体との災害応援協定については、出水期前の6/1に調整会議を书面開催し、事前に連携体制の確認を実施 ・10/27には、令和2年7月豪雨災害において迅速かつ献身的な活動を実施いただいた10団体に、知事から感謝状を贈呈 ・11/18から県庁2Fロビーにて、令和2年7月豪雨災害における建設関連業者の活躍写真の掲示を実施	・令和3年度以降も協定に基づいて対応 ・国との災害時の申し合わせを活用するとともに、消波ブロックの備蓄状況について、適宜、国と情報共有する。
			各種団体との連携②建設業を支える人材の確保・育成等	p. 168	・建設人材の育成・確保のため、産学官が連携し、リーディング企業認定(第6回、R2.11.6)、オール岐阜・企業フェス(R3.2~3、オンライン)、建設業の魅力発信(新聞等への掲載、PR冊子及びPR動画の制作、中学生の出前授業)、建設ICT人材育成センターの運営(研修等)を実施	・令和3年度以降も、建設人材の育成・確保のため、引き続き、リーディング企業認定、オール岐阜・企業フェス、建設業の魅力発信、建設ICT人材育成センターの運営を行う予定
			県市連携	p. 168	・県市連携による取組みを継続して実施 ・郡上市の奥田洞谷の地すべり対応について、県市一体となって警戒体制や避難体制を維持 ・災害現場の復旧のための技術的な助言	・令和3年度以降も継続して取組みを継続
			感染症対策に関する情報の共有	p. 168	・「工事現場で気を付けたい新型コロナウイルス感染症対応のポイント」を整理して業界に周知(R2.10.21通知済)	・令和3年度以降も継続して必要な情報共有を行う
	② 浸水被害を防いだ治水事業		河川改修、堤防整備等の推進	p. 175	・新五流域総合治水対策プランに基づき、河川改修やダム建設を推進中 ・R2年度9月補正予算により、堤防強化や河道掘削等の対策を実施中 ・流域治水を進めるため、国や県、市町村において流域治水協議会を立ち上げ、R3年3月を目途に流域治水プロジェクトの策定を推進	・引き続き、新五流域総合治水対策プランに基づき、河川改修やダム建設を推進 ・流域治水プロジェクトに基づくハード、ソフト対策を推進
			河川及び河川施設の適切な維持管理の推進	p. 175	・ドローン等を活用した護岸点検について、堤防点検業務受注者とともに試行中 ・河川堆積土砂の撤去、樹木伐採工事を27河川で施工中	・試行結果より、課題や適応条件等を整理し、今後の巡視、点検業務への活用を検討 ・継続的に河川堆積土砂の撤去、樹木伐採を実施
			排水機場の浸水等への対応	p. 175	・2台の排水ポンプ車を配備済み	・有事の際、適切に運用できるよう操作業務、点検業務を実施 ・排水機場の耐水化について、引き続き、国の動向を注視し、検討を進める
	③ ダムの事前放流の実施		事前放流の取組みの推進と予測精度の向上	p. 179	・事前放流に必要な貯水容量を算出するため、令和2年7月豪雨を踏まえた予測システムの精度向上を図った	・精度向上した予測システムの運用を開始し、引き続き、治水協定に基づく事前放流の取組みを継続
	④ 土石流を防いだ砂防堰堤		砂防堰堤等の整備の推進	p. 186	・八山系砂防総合整備計画に基づき、52箇所で開催中 ※整備計画の内容や施策について、岐阜大学社会基礎工学科の沢田教授に助言を受けながら進めている。	・八山系砂防総合整備計画に基づき、R3年度は7箇所で開催予定
			砂防堰堤等の適切な維持管理①砂防堰堤等の堆積土砂の撤去	p. 186 ~187	・R2当初予算及び9月補正予算により、45箇所堆積土砂を撤去しており、R3出水期前までに完了予定	・R2.11現在、把握している45箇所についてR3出水期前までに概ね完了させるとともに、新たな対策箇所を調査
			砂防堰堤等の適切な維持管理②砂防堰堤等の維持補修の実施	p. 187	・岐阜県砂防施設長寿命化計画に基づき、R2当初予算及び9月補正予算により、14箇所で開催中 ・862箇所砂防堰堤等の施設点検を実施 ※施設点検の内容等について、岐阜大学社会基盤工学科の沢田教授に相談しながら進めている。	・岐阜県砂防施設長寿命化計画に基づき、R3年度は7箇所で開催予定 ・約860箇所砂防施設の点検を実施予定
			土砂災害監視体制に係るICT化	p. 187	・土砂が堆積した堰堤2箇所においてドローンによる土砂発生源調査を実施 ・関係課と調整し、道路上に土砂が流出する可能性がある5箇所土砂発生センサーなどを設置 ・機材を活用(貸出)中で備蓄がない土木事務所へ土砂災害監視システムを再配備 ・監視が必要となる砂防課へ試験的にタブレットを導入 ※土砂発生源調査や監視体制等について、岐阜大学社会基盤工学科の沢田教授に相談しながら進めている。	・災害関連緊急砂防事業を実施する4箇所において、監視体制を継続実施 ・継続的に土砂が堆積する堰堤について、施設点検の結果に応じ、ドローンを活用した土砂発生源調査を実施 ・監視が必要となる土木事務所へタブレットの追加配備を検討
			新土砂災害警戒情報ポータルリリース	p. 187	・県及び市町村職員を対象とした新ポータルの操作説明会を開催	・出水期前に市町村職員を対象とした説明会で新ポータルの機能を説明する

令和2年7月豪雨災害検証を踏まえた対応策の取組実績（令和3年3月）

テーマ4 事前の防災対策

検証結果					取組実績(R3.3)	今後の予定(来年度以降)
検証項目	中項目	小項目	対応策	報告書記載ページ		
(1) これまでの防災対策とその効果	⑤ 道路の防災対策		(1) 道路整備や防災対策事業の促進	p. 193	・緊急輸送道路や迂回路となる区間、雨量規制区間等において、道路の整備(現道拡幅・バイパス整備)を実施 (令和2年度補正予算にて、道路整備10箇所を実施)	・令和3年度以降も継続して整備を実施
			(2) 道路施設の適切な維持管理の実施	p. 193	・道路整備や防災事業の促進については、各種計画等に基づき、継続的に整備を実施 (令和2年度補正予算にて、防災事業14箇所を実施)	・令和3年度以降も継続して整備を実施
			(3) 県民に分かりやすい情報の発信	p. 193	・舗装及び排水施設等の補修を実施 (令和2年度補正予算にて、舗装補修48箇所、排水施設等の補修20箇所を実施)	・令和3年度以降も継続して道路施設の適切な維持管理を実施
	⑥ 農地防災ダムによる水位低減効果		(1) 防災ダムの適正な維持管理	p. 197	22ダムにおいて、点検経費の一部を市町等に補助し、適切な維持管理に向けた支援を実施	22ダムについて、継続的に適切な維持管理に向けた支援を実施する他、2ダムについて、長寿命化対策の施設個別計画に基づく対策工事に向けた実施設計を行う。
			(2) IoTを活用したダムの監視体制の強化	p. 197	・ダムへのアクセス道路の被災により現地への到着が困難となった1ダムを含む10ダムについて、遠方監視装置の増強を行った。	・遠方監視装置の増強を要する残り10ダムについて、遠方監視装置の増強に向けた実施設計を行い、監視体制の強化を図っていく。
	⑦ 湛水被害の軽減効果		(1) 農業用排水機場の計画的な更新	p. 200	・農業用排水機場4機場について導水路や、機場の更新等を実施し、1機場について機能保全計画を作成	・農業用排水機場4機場について導水路や機場の更新等を継続、1機場について機能保全対策を実施予定
			(2) 農業用排水機場の維持管理	p. 200	・農業用排水機場60機場について、点検経費や維持管理費の一部を市町村等に補助し、適切な維持管理に向けた支援を実施	・農業用排水機場60機場について、点検経費や維持管理費の一部を市町村等に補助し、適切な維持管理に向けた支援を実施予定
	⑧ ため池の決壊・流出対策		(1) IoTを活用したため池の監視体制の強化	p. 203	・17ため池について、遠方監視装置の設置に向け実施設計をしており、さらに2ため池について、遠方監視装置を追加	・17ため池の遠方監視装置の工事を継続する。
			(2) ため池保全管理の強化	p. 203	・ため池保全管理サポートセンターと連携し、管理者等へのため池保全管理研修を6回開催し、その中で、ため池防災支援システムを活用した点検管理方法等についても指導した。	・令和2年度と同様に、特定農業用ため池保全管理研修会を開催し、ため池保全管理の強化を行う。
			(3) 地域防災力の強化	p. 203	・R2年度で全ての防災重点農業用ため池の浸水想定区域を作成できる見込み。	・作成された浸水想定区域図については、ため池の管理者や市町村等と連携して、住民への一層の周知を図る。 ・また、ため池下流の住宅等への影響が大きいため池において、ため池タイムラインや災害図上訓練を実施していく。
	⑨ 河川や砂防施設に流出した土砂・流木等の撤去		(1) 河川・砂防堰堤等の堆積土砂、流木等の撤去	p. 206	・河川堆積土砂の撤去、樹木伐採工事を27河川で施工中 ・土石流等を捕捉したクラ平谷等2箇所において堆積土砂等の撤去を実施	・継続的に河川堆積土砂の撤去、樹木伐採を実施 ・出水後の状況を鑑み堆積土砂の撤去を実施予定
			(2) 河川・砂防施設の適切な維持管理の実施	p. 206	・長寿命化計画に基づき、河川管理施設の維持管理を実施中 ・砂防施設の維持補修を14箇所、堆積した土砂等の撤去を45箇所を実施 ※土砂発生源調査や監視体制等について、岐阜大学社会基盤工学科の沢田教授に相談しながら進めている。	・引き続き、長寿命化計画に基づき、河川管理施設の維持管理を実施中 ・岐阜県砂防施設長寿命化計画に基づき、R3年度は7箇所です工事着手予定 ・R2.11現在、把握している45箇所についてR3出水期前までに概ね完了させるとともに、新たな対策箇所を調査
	(2) 今回の災害を受けた対策	① 今回の土砂災害の検証	(1) 災害関連緊急砂防事業の実施	p. 210	・人家などに土石流被害のあった溪流等において、下呂市で2箇所、高山市で1箇所、郡上市で1箇所の事業採択を受け、着手 ※災害関連事業に関する監視体制等について、岐阜大学社会基盤工学科の沢田教授に相談しながら進めている。	・令和3年度中の完成に向けて、事業を推進
			(2) 砂防施設等の復旧・整備、適切な維持管理の推進	p. 211	・八山系砂防総合整備計画に基づき、52箇所です事業着手中 ・862箇所です砂防堰堤等の施設点検を実施 ・砂防施設の維持補修を14箇所、堆積した土砂等の撤去を45箇所です実施 ※整備計画の内容や施策、施設点検等について、岐阜大学社会基盤工学科の沢田教授に助言を受けながら進めている。	・岐阜県砂防施設長寿命化計画に基づき、R3年度は7箇所です工事着手予定 ・R2.11現在、把握している45箇所についてR3出水期前までに概ね完了させるとともに、新たな対策箇所を調査
			(3) 土砂災害警戒区域指定及び啓発の実施	p. 211	・警戒区域の指定を着実に進めるとともに、市町村が実施する土砂災害のハザードマップ作成及び防災訓練への支援を実施 ・市町村防災アドバイザー訪問の際、他県で発生した警戒区域外での土砂災害事例を参考に避難行動のとり方などについて周知 ※基礎調査結果による警戒区域の指定範囲等について、岐阜大学社会基盤工学科の沢田教授に相談しながら進めている。	・2巡目の基礎調査を推進し、警戒区域の指定を進めるとともに、市町村や地域で実施する防災訓練の場を活用して土砂災害防止への啓発に努める

令和2年7月豪雨災害検証を踏まえた対応策の取組実績（令和3年3月）

テーマ4 事前の防災対策

検証結果					取組実績(R3.3)	今後の予定(来年度以降)	
検証項目	中項目	小項目	対応策	報告書記載ページ			
(2) 今回の災害を受けた対策	② 今回の山地災害、流木災害の検証		(1) 災害関連緊急治山事業、治山施設災害復旧事業	p. 214	・災害関連緊急治山事業：6箇所 714,000千円 ・治山施設災害復旧事業：1箇所 150,000千円	災害の発生状況に応じて対応する	
			(2) 県単治山事業(緊急対策)	p. 214	・緊急県単事業：10箇所、400,000千円	災害の発生状況に応じて対応する	
			(3) 山地災害危険地区における治山事業及び森林整備の推進	p. 214	【治山事業】 ・山地災害危険地区内の治山工事 128箇所 ・山地災害危険地区内の森林整備面積 9.68ha 【森林整備】 ・面積等 60.16ha、森林作業道2,931m 事業費 91,996千円(10月末現在)	【治山事業】 ・山地災害危険地区の未着手箇所を年間7箇所程度新たに着手するとともに、被災箇所について、3年以内に復旧対策を完了させる。 ・治山施設による土砂流出の抑止と間伐などの森林整備を総合的に推進するためのモデル地区を設定(令和3年度5箇所予定)。 【森林整備】 ・調査中(R3.5月末を目途に取りまとめ予定)	
			(4) 治山施設の長寿命化・機能強化対策の推進	p. 215	・整備施設数 4箇所	・治山施設個別施設計画に基づき施設整備を進める。	
	③ 浸水被害が発生した河川の検証	ア	浸水被害が発生した河川の検証	(1) 新五流域総合治水対策プランに基づく治水対策の推進	p. 218	・新五流域総合治水対策プランに基づき、河川改修やダム建設を推進中 ・下呂市萩原町中呂等において、洪水対策を検討中 ・R2年度9月補正予算により、堤防強化や河道掘削等の対策を実施中	・新五流域総合治水対策プランに基づき、河川改修やダム建設を推進 ・下呂市萩原町中呂等において、洪水対策を実施
				(2) 「流域治水プロジェクト」の推進	p. 218	・流域治水を進めるため、国や県、市町村において流域治水協議会を立ち上げ、R3年3月を目途に流域治水プロジェクトの策定を進めている	・流域治水プロジェクトに基づくハード、ソフト事業を推進
				(3) バックウォーターへの対応	p. 218	・浸水被害が発生した飛騨川白川合流点にCCTVカメラを設置中 ・飛騨川と白川の合流部などの治水対策を検討中	・R3年度出水期より、「岐阜県川の防災情報」で画像を配信 ・飛騨川と白川の合流部の治水対策に着手する
	③ 浸水被害が発生した河川等の検証	イ	農業用水路からの溢水	(1) 農業用水路改修整備の実施	p. 220	・老朽化した水路や機能に支障のある水路について、国庫補助事業を活用し、農業用水路の改修を実施(26地区)	・老朽化した水路や機能に支障のある水路について、国庫補助事業を活用し、農業用水路の改修を実施予定
				(2) 県単農業農村整備事業費補助の活用	p. 220	・老朽化した水路や機能に支障のある水路のうち、国庫補助事業要件を満たさないものについて、県単独事業により市町村等に支援を実施(22市町等)	・老朽化した水路や機能に支障のある水路について市町等に支援を実施予定
				(3) 溢水箇所の把握と対応	p. 220	・住宅付近等の溢水被害の恐れがある農業用水路について施設管理者と連携し降雨時における排水機能の点検を実施	・点検結果を反映し、市町村等の申し出により事業を実施予定
	④ 頻発する異常気象への対応			(1) 官学連携による調査研究の実施	p. 222	・気候変動適応センターにおいて、「洪水・土砂災害発生頻度の増加と人口減少の複合影響評価」、「将来気候における岐阜県の台風や豪雨の温暖化影響評価」の研究を実施。11月に気候変動適応分野別会議(自然災害分野)を開催し、研究中間報告書を関係部局と共有。研究成果については、年度内には関係所属と共有する予定。 ※岐阜大学と共同設置した岐阜県気候変動適応センターにおいて、気候変動の影響に関する調査研究や普及啓発を実施	・引き続き気候変動適応センターにおいて、気候変動の影響に関する調査研究を実施。
				(2) 気候変動適応法に基づく対策の推進	p. 223	・地球温暖化防止・気候変動適応計画案を作成し、有識者会議やパブリック・コメントを実施。3月に策定予定。 ※地球温暖化対策実行計画懇談会のメンバーに岐阜大学の教員が就任(野々村修一特任教授、村岡裕由教授、小山真紀准教授、原田守啓准教授)。	・気候変動適応の周知、普及啓発を実施。
				(3) 「流域治水プロジェクト」等の推進	p. 223	・流域治水を進めるため、国や県、市町村において9月末までに県内6水系ごとに流域治水プロジェクトを策定するため、流域治水協議会を立ち上げ、R3年3月を目途に流域治水プロジェクトの策定を進めている	・流域治水プロジェクトに基づくハード、ソフト対策を推進